

川崎市都市計画マスタープランまちづくり推進地域別構想の策定手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）として定める、まちづくり推進地域別構想の作成又は変更の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり推進地域別構想 川崎市の都市計画マスタープランのうち、全体構想、区別構想に次ぐ、第3層目に当たるもので、最も身近な地域における都市計画の基本方針となるもの。
- (2) 地域住民 まちづくり推進地域別構想（以下「地域別構想」という。）の対象となる区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者
- (3) 地域住民等 地域住民及びまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（NPO法人）又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人
- (4) 関係住民等 地域別構想の対象となる区域内において住所を有する者、働く者、若しくは学ぶ者又は地域別構想の対象となる区域内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体のうち、地域住民等に該当しない者
- (5) まちづくりの基本方針 第3条第2項により地域発意による地域別構想の作成又は変更を提案するために地域住民等が主体となって作成する、当該地域のまちづくりに関する基本的な方針

(地域別構想の発意)

第3条 市長は、市の都市計画マスタープラン全体構想及び区別構想（以下「全体構想等」という。）に基づき、個別の地域事情などを勘案し、地域別構想の作成又は変更（以下「地域別構想の作成等」という。）が必要と認めるときは、第8条により作成手続を進めるものとする。

2 前項のほか、地域住民等は、地域住民の概ねの賛同を得て、地域における「まちづくりの基本方針」を作成し、市長に地域発意による地域別構想の作成等を提案（以下「提案」という。）することができる。

(提案の要件)

第4条 提案に当たり、必要な要件は次の各号に定めるところによる。

(1) 上位計画等との関係

ア 市の「基本構想」及び市の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即す

るとともに、市の総合計画や政策領域別計画等との整合が図られていること。

イ 全体構想等に即したものであること。

(2) 対象区域

ア 概ね小・中学校区や複数の町内会・自治会の区域等、一定の地域を単位とし、地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲、区域区分等を考慮し、各地域像を描き施設を位置づける上で適切なまとまりのある空間の範囲とする。

イ 対象区域の設定に当たっては、既に策定された他の地域別構想の区域と重複せずに定めていること。ただし、提案の内容が既に策定された地域別構想の内容と抵触しない場合は、この限りでない。

(3) まちづくりの基本方針の内容

原則として「めざすべき都市像」並びに「土地利用」、「交通体系」、「都市環境」及び「都市防災」などの「分野別の基本方針」等をもって構成する。ただし、その内容については、特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れがある内容となっているもの又は特定の事業活動その他の活動に反対することを目的とする内容となっているものではないこと。また、対象となる地域を越えた住民等の合意や行政施策の連携を必要とするものでないこととする。

(4) 合意形成

ア 提案をする者（以下「提案者」という。）が、「まちづくりの基本方針」等の内容について、地域住民等への周知、説明会及び意見書募集等を行い、その内容について、概ね賛同が得られていること。

イ 「まちづくりの基本方針」等の内容について、反対意見がある場合、提案者が、その意見を聴いたうえで十分に説明を行い、必要に応じて適切な対応を行うなどの配慮をしていることが確認できること。

ウ 提案者が、関係住民等の参加の機会を設けるなど、関係住民等の理解を得られるよう努めていること。

エ 市長は、合意形成の状況について、必要に応じて提案者又は地域住民及び関係住民等に確認することができる。

(提出様式等)

第5条 提案者は、提案するに当たり、次の各号に掲げる様式等を市長に提出するものとする。

- (1) まちづくり推進地域別構想提案書（様式1）
- (2) 対象となる地域における「まちづくりの基本方針」
- (3) 対象区域図（川崎市地形図2， 500分の1を使用する。）
- (4) 地域住民への説明経緯書（様式2）
- (5) 事前協議書（様式3）
- (6) 提案を行うことができる者であることを証する資料
- (7) 関係住民等の意見聴取に関する資料（様式4）
- (8) その他市長が必要と認める資料

(事前協議)

第6条 提案者は、前条に定める様式等の作成に当たり、あらかじめ市長に協議するものとする。

2 提案に公共施設等に関する内容が含まれている場合は、事前協議において公共施設管理者等の関係部局の同意を得るものとする。

(市の判断等)

第7条 市長は、提案があったときは、地域別構想の作成等の必要性に係る市の基本的な方針（以下「基本の方針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本の方針を定めるに際しては、案を作成し、その要旨を提案者に伝えるものとする。

3 市長は、前項の案を作成したときは、案を「川崎市都市計画審議会都市計画マスタープラン等小委員会」（以下「小委員会」という。）に諮り、その意見を聴かななければならない。

4 提案者は、小委員会において、提案の主旨又は地域の抱える課題等若しくは基本の方針の案について、直接意見を述べることができる。この場合において、提案者は意見陳述申出書（様式5）を小委員会に提出するものとする。

5 意見陳述の実施に係る詳細については、小委員会委員長が別にこれを定める。

(作成手続)

第8条 市長は、地域別構想の作成等について、第3条第1項による構想の発意があるとき、又は基本の方針において必要と認めるときは、素案を作成し、二週間市民の縦覧に供しなければならない。

2 市長は、前項の規定により縦覧する場合において、必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

3 第1項の規定による縦覧があったときは、本市の住民又は利害関係人は、縦覧期間満了までに、市長に意見書を提出することができる。

4 市長は、素案の作成に際しては、当該区域において地区まちづくり育成条例（平成21年条例第56号）第12条第1項に規定する「地区まちづくり構想」が認定されているときは、当該構想に配慮するよう努めるものとする。

5 市長は、地域別構想を定めるときは、案を作成し、川崎市都市計画審議会の議を経なければならない。

6 前項の案の作成に当たっては、第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、「素案」とあるものは「案」と読み替えるものとする。

7 第5項の規定に基づき、川崎市都市計画審議会に地域別構想の案を付議しようとするときは、当該地域別構想の案に併せて、提案書及び第3項の規定により提出された意見書（前項において読み替えた場合も含む。）の要旨を提出しなければならない。

8 市長は、地域別構想の素案及び案の作成又は変更に際しては、必要に応じ、小委員会からの専門的な助言を求めるものとする。

(非作成手続)

第9条 市長は、基本の方針において、地域別構想の作成等を行わない提案については、川崎市都市計画審議会への報告を行い、意見を聴いた後、提案者に対し速やかに理由を付して通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月7日から施行する。

川崎市都市計画マスタープラン

まちづくり推進地域別構想提案書（作成・変更）

川崎市長 様

川崎市都市計画マスタープランまちづくり推進地域別構想の策定手続に関する要綱第3条第2項に基づき、川崎市都市計画マスタープランまちづくり推進地域別構想の作成又は変更について提案します。

なお、提出様式等については事実と相違ありません。

年 月 日

提案者

氏 名 _____
(団体の場合はその名称)

住 所 _____
(団体の場合は主たる事務所の所在地)

連絡先 _____

まちづくり推進地域別構想を定めようとする区域の情報

場 所	
面 積	
世 帯 数	
現在の都市計画	

提案内容に関する情報

提 案 の 理 由	
提案の主な内容	
そ の 他	

地域住民への説明経緯書

地域住民への周知方法（□にチェックを入れてください）				
<input type="checkbox"/> チラシ配布	<input type="checkbox"/> 説明会	<input type="checkbox"/> 意見書募集	<input type="checkbox"/> 縦覧	
<input type="checkbox"/> アンケート	<input type="checkbox"/> 個別訪問	<input type="checkbox"/> その他		
日 時	月 日	:	～	
	月 日	:	～	
	月 日	:	～	
具体的な内容				
出された意見				
○賛成意見				
○反対意見				
○その他の意見				
反対意見に対する配慮事項等				

※ 説明会等への参加者名簿及び使用した資料一式を添付してください。

※ 意見書募集等を行った場合は、提出された意見書の写しを添付してください。

事前協議書

年 月 日

協議先 _____

氏名 _____

住所 _____

(団体の場合はその名称及び主たる事務所の所在地)

都市計画マスタープランまちづくり推進地域別構想を定めようとする地域の情報

場 所	
面 積	
世 帯 数	
現在の都市計画	

提案に関する情報

提 案 の 理 由	
提案の内容と提案 後の区域の提案将 来像	
地域住民の意向等	

関係課との協議経緯

関 係 課 意 見	
意見に対する 配慮事項等	

関係住民等へ意見聴取に関する資料

1 説明会等開催状況

	1	2
開催年月日	年 月 日 : ~ :	年 月 日 : ~ :
開催場所		
参加人数	人	人
説明会周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・
説明会周知範囲		

2 参加者の主な意見及び質疑応答の内容

3 その他

説明会の参加者名簿及び使用した資料一式を添付してください。

また、意見書募集等を行った場合は、提出された意見書の写しを添付してください。

意見陳述申出書

年 月 日

川崎市都市計画審議会
都市計画マスタープラン等小委員会委員長 様

氏名 _____
住所 _____
(団体の場合はその名称及び主たる事務所の所在地)

年 月 日に、川崎市に提案した都市計画マスタープランまちづくり推進地域別構想の作成又は変更の主旨及び提案に対する川崎市の判断等について、意見を述べたいので申し出ます。

■ 提案の種別

都市計画マスタープランまちづくり推進地域別構想

作成 変更

■ 提案をした位置

■ 意見の要旨

※注意

・意見の要旨については、簡潔にまとめてください。